路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	三重県多気郡多気町仁田字赤坂六四二番一から同町仁田字米ノ尾六二二番三まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所
〃	三重県多気郡多気町前村字馬掛一〇六三番一番から同町前村字ゴマ田八〇七番一まで	〃
〃	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字片上二一一〇番一から同町紀伊長島区東長島字片上二〇九八番一三まで	〃
〃	三重県北牟婁郡紀北町海山区上里字二ノ場九六七番一六から同町海山区上里字鳥鼻内九八三番一まで	〃
〃	三重県北牟婁郡紀北町海山区上里字山神四七番三から同町海山区上里字悪水小川内八五番六まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○中部地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	静岡市清水区小島町字無東坂一三九四番九から同市清水区但沼町字古島三一七番一まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○中部地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第三百七号紀伊長島都市計画公園事業九・七・一号熊野灘臨海公園

三　事業施行期間　自昭和四十六年三月十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千六百五十七号東駿河湾広域都市計画道路事業三・三・十号沼津三島線

三　事業施行期間　自平成八年八月十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中部地方整備局告示第百四号名古屋都市計画道路事業三・二・二百六十二号名古屋津島線

三　事業施行期間　自平成十六年六月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千四百九十一号北部大阪都市計画道路事業三・三・二百七―六号富田奈佐原線及び三・三・二百十一―六号富田目垣線

三　事業施行期間　自平成六年六月十三日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千五百七十九号北部大阪都市計画道路事業三・三・二百五―四号豊中岸部線及び三・一・二百五―三号千里中央線

三　事業施行期間　自平成元年九月二十二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第六百六十七号南部大阪都市計画道路事業三・四・二百十七―八号堺港大堀線

三　事業施行期間　自平成九年三月十七日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし